

公 告

このたび滝川市の一部を受益地域とする土地改良（江部乙西南第1地区（農業用排水施設、区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条の2第2項による公告をしたいので、法第85条の2第5項において準用する法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条の2第2項において準用する法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 8 年 9 月 4 日

申請人 北海道滝川市大町1丁目2番15号

滝川市長 前田 康吉



1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和8年9月4日から令和8年9月24日まで

(3) 縦覧場所

滝川市役所

滝川市ウェブサイト <https://www.city.takikawa.lg.jp/page/19275.html>

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

ア 郵便 〒073-8686

北海道滝川市大町1丁目2番15号 滝川市産業振興部農政課

イ ファクシミリ 0125-28-5839

ウ 電子メール nousin@city.takikawa.lg.jp

(2) 意見書の提出期限

令和8年9月24日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。